

- 下水道事業の手引き、及び下水道使用料算定の基本的考え方によると、使用料算定期間は、一般的に3年から5年程度に設定することが適当であるとされている。
- また、高い公共性から安定的な経営が求められることに加え、値上げによって収支不足が改善されているかという観点で検証期間を十分に設ける必要がある。
- 以上の理由から、原案通り4年を見直しの期間とすることとしたい。

下水道事業の手引(国土交通省)



3.3 使用料算定期間の設定

使用料算定期間は、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間的範囲である。下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。これらのことから、**使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当である。**

なお、この期間は一応の基準であり、事業環境、施設建設の進捗度合い等各地方公共団体の実情によってはこれと異なる期間を設定することも考えられる。

なお、このように対象期間を区切って使用料算定作業を行うことから、少なくとも当該算定期間の経過を一つの目安として、使用料対象経費の算定額や設定された使用料体系が最新の下水道事業の実情や排水需要の実態に即したものとなっているか、見直しの必要はないか等について、検討する必要があることに留意すること。

下水道使用料算定の基本的考え方(日本下水道協会)



4. 下水道使用料決定の手続

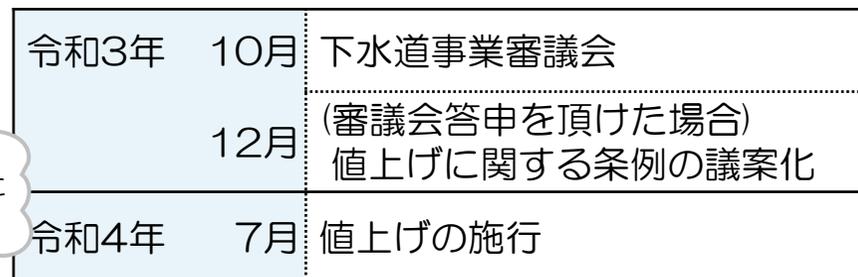
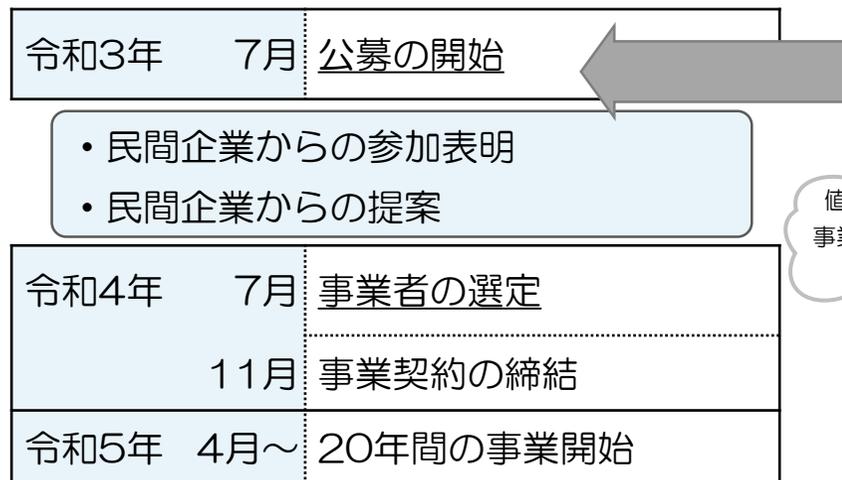
下水道使用料は、法第20条に基づき、議会の議決を経て条例で定めることとなるが、議会へ提出する事務当局案の策定手続の概略を示すと、次のようになる。

供用開始に伴い初めて使用料を定めるにせよ、あるいは従来の使用料を改定するにせよ、費用の実態を反映した適正な下水道使用料を定めるためには、下水道の管理運営に関する財政計画を策定する必要がある。

そのため、まず算定期間を定めることとなるが、あまり長期の算定期間をとると経済社会情勢の予測が困難となり、諸経費の物価指数、有収水量等の使用料算定要素を的確に把握することが難しく、また、あまり短期にすると、できるだけ安定性を保つ必要がある公共料金的性格からして望ましくない。このような配慮から、**通常は3～**

5年程度を算定期間としているケースが多い。

- コンセッション方式については、民の経営原理やノウハウが公共下水道事業の運営に効果的に取り込むことが期待され、市財政負担の軽減等が見込まれることから、本運営方式の導入に向け進めている。
- 現在、事業者選定に向けた手続きを開始しており、民間企業側に示した事業計画では、計画的な改築・維持管理のために必要となる定期的な使用料値上げを見込んでいる。
- 本事業の運営経費は、使用料収入の一部から賄われることとなることから、使用料値上げの有無が及ぼすコンセッション方式事業者選定への影響は非常に大きい。



値上げの有無が
事業者手上げ等に
影響

コンセッション方式
事業者選定に向けたスケジュール

安定的な事業実施に向けた
値上げスケジュール

- 原案では、市民生活への影響への配慮から、今後、不足する使用料収入を一回で上げ きらずに、複数回の値上げで補うこととしている。
- 使用料収入で賄えない事業費運営にかかる費用は、使用料収入以外を原資として賄われることとなり、既に原案にて激変緩和策が講じられているものと考える。

(単位：百万円)

	R4~R7
使用料で賄うべき歳出の不足額	1,157
使用料改正後の不足額	
a) 16.0%の値上げを実施	0
b) 4.4%毎の段階的な値上げを実施	116
c) 値上げを実施しない	160

段階的な値上げに伴い約1億円の不足が生じるが、使用料収入以外の原資(一般会計等)により賄われることとなる。

令和4年度から4年間で生じる不足額